(仮称)丸亀田村商業施設(No.1118)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月28日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		名 称 MULプロパティ株式会社 住 所 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
大規模小売店舗の名称及び所在地		在 所 東京都 N田区元の下 月日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
大規模小売店舗において小売業を 行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名		名 称 株式会社ユニクロ 住 所 山口県山口市佐山 10717 番地 1 代表者 代表取締役 柳井 正 名 称 株式会社ジンズ 住 所 群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4 代表者 代表取締役 田中 仁
大規模小売店舗の新設をする日		令和4年5月18日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1, 114 m²
大規模小売店舗 の施設の配置に 関する事項	駐車場の位置 及び収容台数	位 置 図面3 建物配置図 参照 収容台数 61 台 (1 箇所)
	駐輪場の位置 及び収容台数	位 置 図面3 建物配置図 参照 収容台数 27台(2箇所)
	荷さばき施設の 位置及び面積	位 置 図面3 建物配置図 参照 面 積 71.0 ㎡ (2 箇所)
	廃棄物等の保管施設 の位置及び容量	位 置 図面3 建物配置図 参照 容 量 12.96 m³(2箇所)
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗 において小売業を 行う者の開店時刻 及び閉店時刻	名 称開店時刻閉店時刻備 考株式会社午前6時30分午後9時30分セール日等ユニクロ午前10時午後8時通常営業日株式会社 ジンズ午前10時午後9時-
	来客が駐車場を 利用することが できる時間帯	午前6時から午後10時まで
	駐車場の自動車の 出入口の数及び位置	位
	荷さばき施設におい て荷さばきを行うこ とができる時間帯	午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日 令和3年9月17日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所: 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業文化部産業観光課

縦覧期間: 令和3年9月28日から令和4年1月28日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和4年1月28日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部 経営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供 する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

(仮称)丸亀田村商業施設(No.1118)

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ